

都市産業常任委員会

平成25年7月8日

葛城市議会

書 記

西 川 雅 大

〃

新 澤 明 子

7. 調査案件（所管事項の調査）

給食センター予定地（葛城市寺口1666番地1）の建築物の取得に関する事項について

開 会 午後2時00分

川辺委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより都市産業常任委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。大変暑い中ですが、またお疲れのところご出席いただきまして、ありがとうございます。きょうも皆さん方のご協力を得まして円滑に進めていきたいと思っておりますので、最後までどうかよろしく願いいたします。

委員外議員の出席、ご紹介させていただきます。西井議員、白石議員、朝岡議員、春木議員、中川議員、吉村議員、辻村議員、以上の方でございますので、よろしくお願いいたします。

一般の傍聴が2名おられます。お諮りいたします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川辺委員長 ご異議なしと認めます。一般の傍聴者の入室を許可します。

(傍聴者入室)

川辺委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

このたびは私が提案させていただきましたので、ここで進行といたしまして、溝口副委員長と職務を交代したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

溝口委員、よろしくお願いいたします。

溝口副委員長 それでは、委員長にかわり本日の委員会の進行役を務めさせていただきます。

それでは、ただいまから当委員会に付託されました調査案件に移ります。

所管事項の調査であります給食センター予定地(葛城市寺口1666番地1)の建物の取得に関する事項についてを議題といたします。

葛城市寺口1666番地1に当たる建築物の取得の経緯及び建築確認の有無に関する事項について、川辺委員より意見を求めます。

川辺委員。

川辺委員長 調査案件である葛城市寺口1666番地1の土地建物を購入した理由は何だったのか、理由を教えてください。

溝口副委員長 矢間部長。

矢間都市整備部長 済みません。給食センター予定地の建築物の取得に関する説明でございますけれども、当時の詳細な事情となりますので、我々もなかなかわからない点多々ございます。つきましては、当時この件に携わっていた者が現在4名在職しています。うち1名は、ここにいる石田建設課長でございますが、そのほかに当時の事情をよく知っています生野市民生活部長、下村人事課長、西川建設課主査に同席願い、説明をさせていただきたく許可をお願いいたします。

溝口副委員長 お諮りいたします。

当時、都市整備課長補佐であった生野市民生活部長ほか2名の入室を許可し、説明を求めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

溝口副委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、当時、都市整備課長補佐であった生野市民生活部長ほか2名の入室を許可し、説明を求めることを認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後2時04分

再 開 午後2時09分

溝口副委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど川辺委員より意見がございましたが、このことについて理事者側より説明を願いたいと思います。

副市長。

杉岡副市長 審査いただく前に、今回この委員会が開催されるに当たりました経緯等、若干私どもの審議の過程にありまして誤解を与えました点等ございますので、その経緯から説明させていただきまして、おわび方々説明申し上げたいと思います。

まず、今、副委員長のお許しをいただきまして、まず初めに、本委員会に新たな調査項目として追加されました葛城市寺口1666番地1に当たる建築物の取得の経緯及び建築確認の有無に関する事項についての発端となりました、葛城市寺口1666番地1ほか2筆、4,429.97平方メートルの土地及び建物を新給食センター用地として活用するため、これまでの議会審議の中で建築確認申請に関する質問に対しまして、質問の意図、範囲をはかりかね、中嶋前教育部長等が答弁いたしました内容に説明不足、一部に誤りがございましたので、その経緯を説明するとともに、誤解を与えましたことに対しまして、まずおわびを申し上げたいと思います。

まず、これまでの審議内容を調べてまいりますと、平成24年9月13日、総務文教常任委員会の中で、春木委員の質問に対し、「俗に申しますお城の建築に関しまして、建築確認が出されていないということでございました」云々。まだまだ答弁は続くわけでございますが、次に平成24年11月30日、同じく総務文教常任委員会の中で春木委員の質問に対し、さらには平成25年3月26日の予算特別委員会の中で下村委員の質問に対し、同じく白石委員の質問に対し、さらには平成25年6月20日の川辺議員の一般質問に対しまして、田中教育部長が同じ内容の答弁をいたしております。

この件に関しまして改めて整理させていただきますと、建築物の建築確認は、建築基準法第6条によりまして確認申請を提出いたしまして、建築主事による確認を受け、確認済証の交付を受けなければなりません。この建築物は昭和59年3月24日に、当時の所有者でございます山本豊氏より農家住宅として高田土木に建築確認申請が提出され、同年4月16日に確認申請書、確認通知書、現建築確認書でございます、その交付を受けていることが建築計画概要書で確認できておるわけでございます。しかし、建築工事完了後に検査を受けるための建

建築基準法第7条に基づく完了届、現の完了検査申請書が提出された形跡が確認できないわけ
でございまして、したがって、建築基準法第7条の検査済証が発行されていないよう
でございます。

次に、敷地造成に設置されております石積みに関しましては、建築基準法の第88条、工
物の建築確認が必要なわけでございますが、担当が高田土木に問い合わせた結果でござ
います。この件に関しましても、所要の手續がなされていないというふうなことでござ
います。なされた形跡がございません。

これが、今回までの質問いただきました事項に対する回答かと思われまますが、冒頭申し上
げましたとおり、質問の意図、範囲をはかりかねまして、説明不足や一部に誤りがござ
いました点、いろいろとご迷惑をかけました点、再びお詫びを申し上げます。

以上です。

溝口副委員長 ただいま副市長から、この調査案件が発生するまでの議会における理事者側と議会議
員各位からのやりとりの中身について、一部、理事者側が説明不足なり調査の行き届かなか
った点の謝罪がありました。

これは、議会と理事者側とのやりとりの経緯でありまして、今、川辺委員の質問の内容を、
矢間部長の方から、当事者であります、当時担当されていた生野市民生活部長の方がいろ
いろ詳しいということなので、生野市民生活部長の方に説明を更に求めたいと思います。

生野部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野でございます。よろしくお願いたします。

まず最初に、委員長に許可を願いたく思います。購入等の経緯なり、先ほど副市長が申し
ました建築基準法に伴うことに関しましてまとめた書類を作成いたしておりますので、皆様
方に配付させていただいてよろしいでしょうか。

溝口副委員長 許可します。

(書類配付)

溝口副委員長 ただいま、配付資料、皆さん行き届きましたでしょうか。

それでは、その資料をまた参考にしながら、生野市民生活部長の方からの説明を求めたい
と思います。

生野市民生活部長 ただいま配付させていただきました資料に基づいて、説明をさせていただきたい
と思います。なお、時系列等でまとめているわけでございますが、何分9年たつわけござ
いまして、私の記憶で申すこともあろうかと思いますが、それにつきましては最初にお許
しをいただきたいと思います。

まず、この購入に関してでございます。その当時、私、旧新庄町の都市整備課の課長補佐
でございました。その中で、購入指示につきまして、平成16年6月にその当時の都市整備課
長の方から、城を購入することが決まったということで、書類手續なり税務等の協議を早急
に進めていくようにという指示をいただいて、書類等の作成を行っていたわけござ
います。

2番目の城等の建物の鑑定調査でございます。課長指示によりまして、現地調査を、ここ

に書かせていただいております、平成16年7月7日と7月12日の2日間、大和不動産鑑定により現地の調査を行っていただきました。なお、その中で、次に口頭報告と書いておるわけですが、これにつきましては、鑑定結果の金額は出たが、なお書類等の手続なり、そういう書類作成に約1カ月かかるという大和鑑定の方の申し出がございまして、急を要することでありましたので、その鑑定結果につきましては連絡等でいただいた金額で書類等の作成をいたしまして、城等の購入決裁を平成16年8月1日に、次には公共用地の先行取得の契約を、新庄町と新庄町土地開発公社との先行取得の契約を平成16年8月2日に結んでおります。

次に、城等購入仮契約というような表現をいたしておるわけですが、これにつきましては、所有者宅に出向きまして、一連の関係書類、公有地の拡大の届け出なり、そして契約書なり請求書なり等、そして印鑑証明の交付なりをこの8月3日に済まさせていただきました。

そして、公有地拡大の推進に関する法律に基づく奈良県知事への届け出でございます。これにつきましては、8月3日に所有者から申し出をいただいておりますので、平成16年8月5日に奈良県知事の方に届け出を行いました。この届け出の中には、3週間で受理をするということになっております。5日に届け出いたしまして、2週間後の8月19日に奈良県知事より許可をいただいております。

そして、その翌日に税務署協議を行っております。租税特別措置法施行規則第17条の2第1項6号による届け出を、税務署協議を行って、それが8月20日でございます。これによりまして許可をいただきますと、所有者に1,500万円の控除があるということでございます。その許可を9月1日にいただいております。

先ほど申しました現地調査後の書類等の作成がかかるということで、城等の建物の鑑定の結果の報告につきましては、平成16年8月27日に大和不動産鑑定からいただいております。

そして、城等の購入契約及び所有権移転登記につきましては、平成16年9月1日、税務署の協議が終わった当日に法務局の方に登記申請を行っております。なお、登記済につきましては、平成16年9月15日に登記済ができ上がっております。

そして、合併前の新庄町議会に対しましての城周辺の用地購入の経緯の説明が、平成16年9月8日開催の9月定例会におきまして、9日の経済建設常任委員会、10日の総務文教常任委員会、13日の厚生水道常任委員会に説明をしていただいております。

最後に、新庄町長と寺口区長との覚書でございます。これにつきましては、平成16年9月15日に作成がなされております。

以上、簡単でございますが、経緯でございます。

1枚めくっていただきまして、この中で建築基準法の、先ほど副市長が触れた点で、ダブることもあろうかと思いますが、私の方から再度説明を申し上げたいと思います。

この建築確認申請につきましては、所有者から奈良県高田土木事務所の方に確認申請がなされておるわけでございます。そして、確認の通知書が本人宛てに届いているわけでございます。なお、この段階では、昭和59年のときは確認通知書と申ししていたわけでございます、

平成11年5月11日に基準法等の改正がございまして、今現在は確認済証と申しているものでございます。この当時は確認通知書というわけでございます。

そして次に、完了届が竣工後の4日以内に施工者は届け出ることになっておるわけでございますが、この届け出がなかったと。そして、右端の高田土木事務所からの検査済証がおりていないというような経緯でございまして。なお、是正の方法については中段に書かせていただいております。敷地内の建築物については、建築基準法第12条第5項による報告により、基準を満たすこととなれば建築物を使用することができる。ただし、都市計画法上適合するものであることとなっております。この都市計画法上適合になるものでございますが、都市計画法第29条第1項第2号に該当する、先ほど副市長も申し上げました農家住宅として農家判定を受けられておりますので、属人性に係る用途の変更等の件でございまして、これにつきましては、当然、建てられた方が10年以上農家住宅としてお住まいいただくというのが大前提なわけでございますが、この物件に関しましては、従前、建築主が負債の返済に伴う競売に遭われたわけでございまして、この属人性に係る用途変更につきましては、この競売が終わった時点で属人性は継続するというように聞いております。都市計画法上は農家住宅で建てておりますが、以後、用途変更等もできるということでございまして。これはあくまでも都市計画法上のことでございます。

次に、下の段の建築基準法の第12条報告について、1つ触れさせていただきたいと思っております。まず、①の建築確認申請の副本がある場合につきましては、添付の構造図、構造計算書をもとに、現地と照らし基準を満たすことを報告するというようになっております。2番目の副本がない場合、今回、この寺口1666番地1の建築物につきましては副本がない場合に当たります。一から図面を起こすための調査、基礎、構造、配筋等の調査を行いまして、調査をもとに構造計算をし、基準を満たすことを報告することとなっております。なお、耐震とかそういう中で基準を満たさない場合につきましては、補強の上、報告するというところでございます。

1枚めくっていただきまして、先ほど副市長が少し触れました工作物について説明いたしたいと思っております。既存の石積みについてでございます。今現在、城については教育委員会の方から取り壊し中ではございますが、この石積みにつきましては今も現存しておるものでございます。この既存の石積みにつきましては、一般工作物のうち2メートル以上の擁壁とみなされ、工作物の確認申請が必要であるが、確認申請が提出されていても確認がおりない構造のものであると。これは建築基準法の第88条でございまして。擁壁の構造等については、宅地造成規制法に関する技術基準に適合することとされており、基準上、崩れ石積みは最高の高さが2メートル以下というように決められております。これにつきましても、是正の方法でございまして。当該石積みにつきましては、現存不可という高田土木の判断をいただいております。上部の石積みを撤去し、2メートル以下で残存する場合であっても、残存させる石積みについては上記の宅地技術基準に適合できる安全性が確認できることが必要ということになっているわけですが、2番目につきましては、石の大きさ等々ございまして、これも少し無理かなというように思っております。

最後の段でございます。全部撤去し、基準を満たす擁壁を設置する、これが今後の建物、給食センター等の建築に際しましては、これが一番いいのかなというように思っております。

次に、建築基準法施行条例の第3条についてでございます。建築物が高さ2メートル以上の崖に近接する場合に適合させる必要があるが、そもそもこの当該石積みにつきましては、石積み単位で工作物の確認申請が必要であることから、建築物が崖から倍以上の水平距離を保たれていても、石積みそのものに問題があり、工作物として認められないものと判断されております。なお、参考に、先ほど言いました近接する分につきましては建築基準法の施行条例の崖に近接する建築物でございます。これは第3条によりまして、高さが2メートルを超える崖に近接する建築物は、崖の上のものにあつては崖の下端から、その崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければならないというふうになっております。これは崖に適用することでありまして、今回、石積みにつきましてはこれが適用されないというように高田土木の方から聞き及んでおります。

以上、簡単でございますが、経緯の説明をさせていただいたわけでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

溝口副委員長 ただいま部長の方から、詳細にわたって説明をいただきました。

当委員会におきます調査案件として、この葛城市寺口1666番地1にある建築物の取得の経緯及び建築確認の有無ですので、調査案件は2項目ありますから、議論が錯綜しないために、まず今説明を受けました取得の経緯について、何か委員の方でご意見がありましたらお聞きしたいと思います。

岡本委員。

岡本委員 今、生野部長から、その当時の購入の経験者ということで説明いただいて、わざわざこの概要書まで出していただきました。今、溝口副委員長がおっしゃるように、今この委員会で問題になっているのは何やと。まず1つは、建築確認がおいてない、おいてるのかということがまず1つやろ。購入の経緯、あんた一番よう知って、今たらたらたらたら説明してくれた。これは何かい、ほな買うときに、わし恥ずかしいけども、利用できやん建物を買うたと、こういうことかい。あんたの今の説明聞いとったらそういうことになるやないか。建築基準法がどうのこうの、検査済がどうのこうの。ここにおられるけども、自分の住んでる検査済とってる家何軒あんねん。こんなこと、わし立場上言うたらあかんで。あんた、今、市民部長かしらん、矢間部長、都市整備部長の中で、今やかましい、検査済とれ、言葉は悪いですけども、県の方から指導、いつから強固な指導になったんや。昭和59年当時、そのぐらい指導あったんかい。恥ずかしいけど、この建物、検査済とったんのかい。俺、旧の當麻はわからんで。旧新庄、健福、全部とったんのかい。文化会館、とったんのかい。あんた部長であつて、何という説明してくれるの。わしは今、岡本委員、名指しでいかれてんねんや。それにあんたとわしと仕事した同じ人間がこんなこと説明してもうたら、いかにも使えん建物を買うた、こういうことをみんなに言うてるのと違うんかい。あんた、今、石積みについても、この石積み、建ってから石積みつくったもんかい。もともと石積みしたあつたもんなんかい。農家住宅、10年たたとできへんとか、いろいろなことを調べて言うてる。副市長、建築確

認あるのわかって今まで隠してきた、えらい済まなんだ、そういうことやないか。今になって、副市長の方から検査済おとりてません。順番に話したらどうで。

(発言する者あり)

岡本委員 まあええがな、聞かんかい。開発申請出して、それに対する、建築してもいいんかどうか、こういうことやろ。建ったものに対して確認済、検査済とるのかどうか。こういう順番と違うんかい。まだそこまでいってないやないか。今の議論の中で、検査済があるかないか、ここに川辺委員もおってくれはるやないか。建築確認もとってない、使いもできへん、そんな品物やないかと言われてんねや。あんた葛城市の職員や。今、新庄町の主任とは言わん。そんな今説明されたら、いかにも使い物にならんような城を買うたんかとなるやないか。

建築確認は検査済持ってんねやろ、高田土木からもうてきたやつ。その配置図に石積み描いてあるのかい。そこらをはっきり説明してもらわんと、今、川辺委員が言うたはる購入経緯、今聞いとったら、何やむちゃくちゃな建物買うたとなつたあるやないか。ほんまにむちゃくちゃの建物買うたんかい。

副市長の答弁の中でも、旧の新庄のときに川辺委員の質問あつたやないかい。どういう経緯で買うたんか。総合計画に載つたある、山麓地域の整備計画に載つたある。この建物を利用するために購入されたと答弁してるやないか。何もあんた、副市長につけ、理事者側につけと俺言うてるのと違うがな。ほんまにここで審議するのどうやねん。実際どんな形で購入してん。はっきりせんと、今みたいな説明受けたら、何や不正に取得したみたいになるやないか。誰が不正に取得したんや。山麓地域の整備計画があつて、その覚書、ここに書いてくれてあるやんか、15日に。覚書にも書いてあるやないかい。どういう目的に使うために買うねんて、はっきり書いてあるやないかい。この日に入れてくれたあるよ。この話はあんたが一番よう知ってるねやったら、どういう経緯でこの話が来たあんねん。そんなん言うたら、何ぼでもしゃべらんなんやん。合併前にどない決まてあつたんや。合併前に、旧の両町で合併前に決めなあかん問題は何かやつたんや。それも全部守ってきたんやないか。火葬場、墓地、10月1日合併しました、すぐに使えるようにしてください、これは旧町で責任持ちなさいよ。これは新庄の話やないか。當麻町、し尿の合特法、合併する前にちゃんと解決しますよ、大きな問題が2つあつたやないかい。それを守ってきたの誰よ。むしろ、あんた、そこまで言うてくれはんねやったら、寺口、平岡、山口、誰が交渉に行ったんよ。一生懸命この10月1日に墓地、火葬場、利用せなあかん。誰が行つたんよ。

寺田委員 ちょっと、委員長。話ずれたある。

岡本委員 ずれたあるんと違いまんがな。そういうことでんがな。

寺田委員 それ以後の話。

岡本委員 何で、寺田委員、ずれてまんねや。この経緯のことを言うてまんねや。

寺田委員 火葬場やとか。

岡本委員 そら、そういうことだっしょんかい。

寺田委員 そんな話ちゃうがな。

岡本委員 何でちやいまんねや。

寺田委員 合特法とかここで出す話違うやろ。

岡本委員 何でだんの。この城の話でっしょんか。城買うた理由ですやん。そういうことで買うてまんねやないかい。この15日に書いてまっしょんか。それでんのと違いまっせ。こんな誤解を招いたことを言われたら、俺は旧の新庄の議員も、旧の新庄の市民も、申しわけない。ましてや、寺口や平岡、山口や関係大字の人らに、わしはどない頭下げて行ったらええねや。そんなことをきょうここで言わんなん。これが合併して葛城市の議会かい。ほんま、わしは訴えたいわ。もっと、経緯でもほんまのことを言うくれやな、何で今ごろ検査済とか石積みがどうやこうや、そんなん、あんたの話聞いとったら、初めからこの城みたいなんあかんねんと、買うたけど使われへんと言うてる話やないかい。そんなことをこんなところではっきり断言できるか。今言うてるように、建築基準法、何で確認おりたあんねん。石積みしたあつたんかいな。してないから確認おりたあつてんやろ。

溝口副委員長 岡本委員、同じ内容の繰り返しなので、一応ここで意見としてお聞きします。

岡本委員 言うぐらいやったらよろしいやろ。

溝口副委員長 生野市民生活部長。

生野市民生活部長 今の岡本委員ご指摘の事業についてでございます。私はその当時担当といたしまして、購入をすると決まったという中で、税務署協議等行っております。なお、山麓の整備計画等につきましては後で触れたいと思います。まずこの税務署等、公拡法の協議をいたしました事業内容について説明を申し上げたいと思います。

これにつきましては、新庄町緑の基本計画に基づき、水辺や樹林地、社寺境内地等恵まれた自然環境や、歴史的遺産をうまく取り込んだ個性ある公園、緑地の整備を図るとともに、地域で気軽に利用できる小規模な公園づくりを目指し、特に山麓においては、葛城山麓公園と一体となった観光レクリエーションの場を形成していく。また、主要な河川、ため池における親水空間の整備や景観の向上を進めるという中で、ざっくりした、当然、旧新庄町の都市計画マスタープランには、この箇所はこういう地域設定はいたしておりません。なお、平成15年3月に策定いたしました緑の基本計画が、今私が述べましたようになっております。その中で、先ほど来申されております合併後の地域再生計画につきましては、平成16年12月8日、そして山麓地域整備基本計画につきましては平成18年3月に策定、都市計画マスタープランの平成19年3月につきましては、この箇所を明確にして事業化するべく計画を立てておりますが、先ほど来、委員申されていきますように、その当時から計画はこういうざっくりしたものはありましたけども、そういう細かな計画はなかった。そして、城のことに触れられておるわけでございます。当然、建築確認の概要書を見ますと、石積み等は載っておりません。私も岡本委員ご指摘のように、当然、建築確認申請の許可後に石積みがされたものというように思っております。当然、まず先に石積みがありましたら、建築はおりていなかったように思いますので、建築確認の通知が終わってから建物と石積みがされたように思っております。そして、当然私たちが、先ほどご指摘のように、重々そういうものを調べてすべきものであったというように思っておりますが、何分期間等もない時期で、書類作成に目いっぱいであったというように記憶いたしております。

以上でございます。

溝口副委員長 焦点が拡散しているみたいなので、もう一度、委員皆さんに念を押しますが、きょうのこの調査案件は、取得の経緯と建築確認の有無なんです。まずはっきりさせておきたい、はっきりしやすい方から議論を詰めたと思います。

建築確認の有無について、先ほど理事者、副市長及び生野市民生活部長からの説明では、この2ページ目を参考にさせていただきたいんですが、この表にありますように、建築確認というのは建設者、要するに家を建てたいという人、申請者がまず建築確認の申請を出します。そうしますと、土木事務所がこれを受理して、確認通知書というのを出します。これまでは済んでるわけですね、この○が2つあるということは。ということは、この申請を受理して、建築確認申請を受理しましたという通知書までは発行されているというふうに、委員各位は理解をしていただきたいと思います。

その後、申請者からは建築が済みますと建築完了届というのを提出しなければなりません。これが出ていない。出ていないということは、当然、この公的機関の土木事務所は検査をする行為を行っていない。ですから、検査済証というのが発行されていない。ということは、一連のこの4つの作業を全て充当して初めて建築確認が、検査証がおりているという事務手続なので、このあたりを整理して、理事者側からはっきり答弁をお願いしたい。この建物は、建築確認がちゃんとおりていたのかどうかというのを、これは正式な答弁になりますので、はっきり言っていただきたいと思います。

生野市民生活部長。

生野市民生活部長 ただいまの件でございます。建築確認につきましては、高田土木事務所の方で、この建築に関します建築計画の概要書というのをいただいております。その中で、申請につきましては昭和59年3月24日に奈良県高田土木事務所の方に農家住宅として確認申請が提出されております。そして、同年4月16日に確認通知書、現在で言う確認済証の交付を受けておられておりますので、建築確認がおりているということでございます。

以上です。

溝口副委員長 何回も私言いますが、大きく誤解を招く答弁をしてほしくないんです。要するに、建築確認がおりているという今の答弁でしょう。建築確認済証が出ているんですかということです。建築確認の済証、検査済証が出ていないと、建築確認済みにはならないんでしょう。そのあたりがはっきりしないと、大事なポイントですから。

生野市民生活部長 今のご指摘でございます。建築確認済証、この当時は建築確認の通知書と申していたわけでございます。今の現行に置きかえますと確認済証という現行でございます。ただ、1点切り離していただきたいのは、あくまでも建築確認、建物は建ててもいいよという許可がおりています。それで1つ切り離してほしいんです。あとにつきましては、建築確認の中で、工事が完了した日から4日以内に完了届を提出せよということになっております。そして、完了検査を高田土木の方で行って、検査済証が発行される。ここまでの手続が終わっておれば、あの物件については再利用は可能ということでございます。

以上です。

溝口副委員長 もう一度確認しますが、要するに理事者側は、我々は議会議員で、ある程度建築確認の基準法に明るいとは言えないと思いますので、再確認しておきたいんですが、建築確認の終了、要するに建築確認を受けた建物というのは、この4つの行動を行って初めてそこで建築確認がおりた建物と言えるのかどうかを判断してるのか。例えば、建築確認の申請を出して通知書をもったら、もう建築確認はおりたと言えるのか、ここで大きく変わるんですよ、この考え方が。

要するに、通知書が出ていたら、これは建築確認の、法律上きちっとした建物を建てるんですから、建ててくださいという通知書ですわな、確認やから。せやけども、建てた後に検査を済まないと、一連の建築確認という操作は終わらないのか。途中で通知書だけもらって、もうそれでこの建物は建築確認済証という表現をしていいのかどうかの、大きくここでいろいろ取り違えている部分があるので、その部分をはっきり明確に言ってくださいと言ってるんです。

生野市民生活部長。

生野市民生活部長 今、建築確認につきましては、建築確認済証がおりておりますので、おりていると。その中で、先ほど来申し上げておりますように、完了届がなかったという中で検査済がおりていない。この建築確認の副本、当然この城につきましては建築確認の副本が出ておりませんので、この建物についての説明はすることができませんが、これは昭和59年4月16日の確認でございます。

参考に、私の副本でございます。私の家につきましては平成元年11月2日に建築確認をいただいております。その中で、完了届は4日以内に提出せよと。そして検査済につきましては、完了届が出た時点で完了検査をして、関係法規に適合していると認めるときは検査済証をお渡ししますから、検査済証を受けてから使用してくださいという解釈になりますので、やはり今、溝口委員長ご指摘のように、検査済が終わったことを、一連の確認事項が終わって、その建物を使用してもいいというように解釈をいたしております。

以上です。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 何も生野部長を責めてるわけやないけども、今あんた一生懸命答弁してくれてるけども、今、委員長が聞いておられているというのは、建築基準法、都市計画法を聞いてはるわけやろ。横に都市整備部長いてはんのちゃうの。過去のことはあんたに聞いたらええやん。今現在、建築基準法はどうなつとんねん、都市計画法はどうなつとんねんというのは、委員長、違いますか。あんた答弁するの、よろしいやないか。わしは何も生野部長がここに来たらあかんと言うとんのと違いまんのや。経験者やからよろしいやんか。あんたに文句言うのと違うわけや。せやけど、私が言いたいのは、これは都市産業常任委員会、どこの所管やねん。過去のことはあんたが答弁しはったらよろしいやん。今現在の建築基準法はどうなってる、都市計画法はどうなつてんねん、石積みがどうなつてんねん、これは矢間部長の答える範囲やとわしは思うのと、今、委員長がはっきりみんなに理解できるように説明せいと言うたはることは、先ほど言うたように、順序を説明してくれたらわかるやん。生野部長が親切にし

てくれたやん。何もこの書類があかんとは言わへんけど、この書類を見るから余計ややこしいわけや。ずっとわしが心配しているのは、きちっと検査済証もらわなあきまへんねんでということをはっきり言うてるわけや。今、例えば普通の家で、はっきりわかりやすく言うたら、建築しまんねん、設計事務所に言うて建築確認の申請出しましてん。俗に言う許可おりましてん。家建つわけやろ。それから後に何するのよ。いつから矢間部長、検査済に厳しくなったんや、奈良県で。今、生野部長こんな言うたら失礼やけど、ローン組んだら、検査済とらなローン組まれへんやないの。建築確認出すときに、検査済をもらうということをして先にしなあかんやないか。検査済みたいなん、完成したとき検査済もらうん違うやないかい。基礎工事から中間検査から完了検査から、皆受けるのが検査済もらう、そうと違うんかい。今これ知らんと、ずっとこれ、言うたら失礼やけど、議員聞いてたら、検査済とらな使われへん、こういうふうにとられるやないかい。ほんまにそういうことか。矢間部長、どうですか。奈良県で厳しくなった、検査済とれんとローンもつきません。いつからでんねん、これ。

それと、もう一つ。奈良県の線引きはいつからでんねん。そこからさかのぼっていかな、はっきり言ってもらわなわからしまへんがな。これだけ確認がない言われてまんねんで。また委員長にとめられるかわからんけども、川辺委員長が言われたのは、何を聞かれているのか。建築確認がおりてない建物を買うてんやろとはっきり言うてはるわけでっしょないかい。それに対する部長が、いろいろしてきて答弁した中で、勘違いしてましてん、確認おりてましてん。それで済む話でんのか。こんなもの、確認あるかないか、もっと議論せんと、そう簡単に済ませてもろうたらたまらんちゅうねん。違いますか、委員長。えらいすんまへんねけど、これだけははっきりしてもらわなあかんで。とれてるのかとれてないのか、検査済おりひんかったら使われへんのか、是正申請もできへんのか、そこらをはっきりせんと、うやむやに、ふたあけたらとりあえず、ほんならいつから。もう一つ副市長に聞くけども、いつその確認済がおりたあることわかりましたんで。

溝口副委員長 ちょっと。

岡本委員 いや、矢間部長から順番でいったらええねやな。

溝口副委員長 矢間部長の質問から。

矢間部長。

矢間都市整備部長 岡本委員の件ですけれども、今回の件に関しては、建築確認の有無ということに関しては、建築確認についてはとっているというふうに私も聞いています。ただ、完了届を提出されて検査済証というのがないというところで、その建物を使う場合はやはり検査済がなければ、今後次の何か使う目的があれば増改築ができないというふうに認識しております。

溝口副委員長 もう一つ。

岡本委員 今、部長ははっきり言わはったけど、あんた、建設省で、本当に検査済がおりやんと使われへんのか。俺がはっきりしてくれやというのはそこやねや。皆さんに誤解招いたらあかんということはそういうことやんか。例えば普通の家でも、百姓家の家、百姓、関係のある人買わはって、検査済おりてな使われへんのかいな。理屈と違うで。今、委員長が言うてはるのは、そこらをわかるように説明してくれと言うてるわけやんか。

溝口副委員長 矢間部長。

矢間都市整備部長 先ほど、生野市民生活部長も申しましたとおり、建築基準法の第12条の報告をもって、その建物が基準を満たすということであれば、その建物は使えるというふうに認識しております。

溝口副委員長 今のちょっとわかりにくい。だから、どの時点、通知書があれば使えるのか、検査済証が出てなかったら使えないのか、それをはっきりしてほしい。

西川委員 ちょっとおかしいで、委員長、こんなん。こんなもん、無許可でも使おうと思ったらどんなもんでも使えるやんか。使う言うて、そんなん。

(発言する者あり)

溝口副委員長 この調査は、はっきりせなあかんのは、建築確認の有無という1項目をはっきりさせておるわけです。ということは建築確認の有無の、建築確認とは、この4つの作業のどの時点で建築確認があるとみなしているかの判断を、これははっきり言って理事者側は専門ですから、法律を守らせる立場の人間ですから、はっきりそこを明確にしないとイケないですよと言うてるんです。

副市長。

杉岡副市長 検査済証の見解でございます。先ほど生野部長が条文を読み上げまして、法律に記載されておりますように、まず検査を受けて使用許可を得るというふうに理解しております。

岡本委員がおっしゃっている民間がどうかこうとかいう話と、公共施設として利用するために買う、それとの大きな違いはその辺にあるんじゃないかということに思います。

それと、隠しておったというふうな発言をされております。隠しておったつもりは全くございません。今知り得たのは、当時の担当が平成24年6月の委員会のときにこの状況を調べてきて、私の方に報告をいただいていたということでございます。ただただ、先ほど申しましたように、今までこの議事録等を読んでおりますと、建築確認である建物、それと石積みに関しましても質問がございました。その辺をどちらを指しておられるのかということに関しまして、その範囲、その意図等がその答弁の中でうまく参酌できずに答弁させていただいたというふうなことがございまして、何も隠しておったというわけではないわけでございます。

また、この議論、ともども初めに提案させていただきましたときには、この建物自身を取り壊して、新しく給食センターを建てるというふうなことでございましたので、この件に関しまして、調べるということに関しましては、一切その当時はやっております。建築確認をとらぬにかかわらず、取り壊しをして新しく作り直すということでございますので、全くその部分につきましては調査をしていなかった。あくまでもそういう保存登記があるなしにかかわらず、取り壊しの証明ができましたら、その地は更地に戻るという認識を持っておりましたので、この土地に関しましては全くそういうことを調べた上で臨んだわけではございません。長らく審議をいただきました総務委員会の過程の中におきまして、十分、旧新庄町ではご審議いただきまして、この土地を購入されたというふうなことがございましたので、ましてクライנגルテン等々の事務所、それから販売所等々に使うという計画がござい

ましたので、それがほんまにそういうことであるのかどうかということで、確認をさせていただきます、こういう経緯でございます。

西川委員 ちょっと待ってよ。あんたばかり。

溝口副委員長 西川委員。

西川委員 わし、もう、ちょっとここの席立ちたい、こんなんもう。旧新庄町時代に手に入れたそのこと自体は、いろんな判断の中で手に入れたわけで、それが何も間違っただけではないと僕は思ってますよ、それは。ただ、そのことはいろんなところへ波及していくのかどうか知りませんが、総合的にいろんなことを考え、大字のいろんな要望も、やっぱりあそこ変な形で、村の中でもいろいろとおかしなことになってたから、それも含めて、当初はいろんな方からの話があって、ようやくあの整備つので、合併を機にいろいろと手に入れておいていただこうと、それは旧新庄町時代に判断したことに対しては、別に議員もその当時の理事者も何らその判断したことに間違いはないと僕は思ってますよ。ただ、今、何かおかしな、確認がおりているかどうかというのは、おりてるとははっきり言うてんやし、それをおりてないちゃうんか、こうやというふうなことが問題になって、そういうふうにならぬことを追及されるんやったら、それでよろしいやん。ただ、確認がおりてるからいうて、確認申請というのははっきりと、こういう建物を、法的建築基準法上こういうふうなものを、合致したものを建てますと、ですから確認くださいということを出すわけですよやんか、確認の申請。それと、それが合法的にでき上がってるかどうかというのを、完了検査をやって、それで見てもらう。こんなもん、もう昔から決まったあることや。それをせえへんからというて、使用できへんかどうかなんていうのは別の話、全然。そんなもん、無確認だろうが何であろうが、勝手に建てて違反や言われようが何しようが、建てて使用しようと思ったらどんなもんでも使用できるわけで。今はただ、それが確認はちゃんとおりてると。そのこととあの建物が、はっきりとこれ12条報告とか何とか書いてあるけれども、しっかりとあの建物が将来にわたって利用できるかどうかなんていうのは、はっきりとやらんとわからへんことやから、はい、あの建物は利用できますと言えるのかどうかなんていうのは、専門家でもきちつとは言われへんはずやで。そこのところ、はっきりしとかんなん。確認はおりたある。せやけど、将来にわたってあれを利用できるかと、そのまんま。それは今の法規に照らし合わせて、ちゃんと合法的にできるかどうかなんていうのは、それはどれだけのお金かけて、ようさんのお金かけりゃ別か知らんけれども、それを今合法的な形、今の法規に照らし合わせて、それが利用できるかどうかなんて、誰も言われへんよ。

(発言する者あり)

西川委員 いや、せやから、そんなん、そこから来たあんねんやん、この話は。

岡本委員 西川委員も地元のもともとの議員やったし、中身もよう知ってくれてはるからそうやけど、私は今、委員長がおっしゃるように、この委員会で何が議論になったのか。一番大きなのは、何遍も言うし、建築確認もおりたあるのかおりてないのかが一番大きな話やないか。今、副市長は平成24年6月や12月や、予算特別委員会や、この前の委員会やいうて言うてくれてはるけども、全て理事者側の答弁は、建築確認おりてませんという答弁をしてきてるわけや。

わしの言うたことに怒ってるのかしらんけど、あんたかて、建築確認おりにない、質問に対して言うてんねや。下村委員かてはつきり言わはったやないか、建築確認おりにないもの、こんな使いもできやんものこぼたなしやあないやないか、そこまで発言してはるわけや。おたくも市長も納得したはるやないかい。ということは、建築確認がおりにないという解釈を持ってるわけや。「この建築確認、最近わかりましてん」、何で最近わかるのよ。建築確認なんて誰でもとれるやないの。それやったら、ほんまに、例えば平成24年6月ですか、誰が調べたんか知らんけども、これだけやかましまなってきた、建築確認ないねんないねん、使いもできん建物、こんなんこぼたなしやあないねん。誰が誘導したんか知らんけど、そう持っていつてるわけや。それやったら、誰か職員でも、ほんまに確認おりにあるのかおりにないか、検討するのが道違うんか。きょうここまでほつといて、わしが建築確認あるやないかと言うてからや、「いや、今最近知りましてん」。この答弁おかしいで。隠してると言うたら、そんなもんおかしいやないかとあんたは言うけど、現実そうやんか。

それと今、また話そらしたら委員長に怒られるかしらんけど、今あんたの答弁聞いてとつたら、給食センター建てるとして、頭からこぼつ話やないの。今言うてる是正できる、この建物使うて、当初の合併までの計画、ほんまにできるのかでけへんのかということも何も検討してないやないの。道の駅の話も一緒やないの。あの城が邪魔になるさかいこぼつねやがな。あの城さえなかったら、道の駅もすつといくねや。給食センターも建てられるのや。何も給食センター、こんなに高いもの建てんかて、ほかに何ぼでも土地あるやないかい。何でこれをこぼつんや。あんた、今はつきり言うたやないの。邪魔やないか、この城。邪魔やからこぼつねやないの。こぼつ方向に持っていつてんねやないの。この覚書、一遍読もうか、これ。どない書いてあるの、ここに。「現在、新庄町及び新庄町商工会調整中、新市建設計画の中で、山麓地域の開発計画は計画に含まれております。この計画に沿って実施を検討する」。せやから番地も入れて、この土地建物については、近く新庄町土地開発公社で買収予定でありますよと。せやから墓地、火葬場使わせてください。はつきり書いてあるやないの、ここに。それを無視して、また話そらして怒られるかしらんけど、あんた、これどない言うたんよ。覚書あるの知つとつたんやないか。選挙期間中に無理に押したとか、そんなデマ飛ばしてきたんやないか。城を弁償せいととか、誰が言うたんか知らんけど、デマ飛んできたんやないか。何でそんなとこ行くんよ。この委員会で建築確認があるのかないのか、素直にそれだけやったらええがな。何でその前提でいろいろ、岡本は悪いやっちゃ。何で俺がそのくらい悪いんで。

(発言する者あり)

岡本委員 こんなもん、一般質問の中でも、ここに川辺委員いはるけども、川辺委員も知って言うてはったかどうか知りまへんで。建築確認ないから使いもできへんねやないか。新庄町の議会もかかってないやないか。税金使うて買うてるやないか。はつきり言うてはるやないかい。今も委員長言うてはったように、何が焦点よ。建築確認がおりにあるのかおりにないかが焦点になってるわけやないか。何が検査済言つてんねん。あんたも偉いけど、検査済どないぐらいわかるとるわ。何で焦点変えてくるねん。検査済がおりにあるのかおりにないか、焦点を決めていつ

て、1つずついかんかい。

溝口副委員長 副市長。

杉岡副市長 今現在、あの施設を再利用いたしますと、あくまでもあの石垣と城、建物とは一体のものであります。先ほど説明させていただきましたように、建物の建築確認につきましては、先ほどここに述べさせていただきましたように出ておるわけでございます。ただし、石積みの確認申請につきましては、許可がなされていない、これも事実でございます。今現在、あの建物をああいふ形で再利用するということになりますと、当然その石積み自身もその建築確認の中に含まれてきておると、これは当然のことでございます。

以上でございます。

溝口副委員長 暫時、休憩します。

休 憩 午後3時03分

再 開 午後3時18分

溝口副委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

今までの調査案件についてのいろんな議論の中で、一般質問を通じて当委員会に調査案件として議長に申し込まれた川辺委員がここにおられますので、今までの流れを聞いていただいた上で、川辺委員の発言をしたいということですので、許可します。

川辺委員。

川辺委員 私の一般質問からこういう提案を出したことだと思いますが、きょうは建築確認の有無という形で委員長にお願いして、審査していただいておりますが、私もやっぱり一般質問させてもらった限りは、高田土木に行っちゃんと確認してきました。建築確認申請というのをを出していただいて、その後は確認通知書、これは申請したら誰でも出来ることです。それを受けてから建築にかかるということですね、工事にかかるということですね。それで先ほども答弁ありましたように、建物ができましたら完了届というのを出さんといけまへんねん。その完了届が出てないということですね。完了届が出てなかったら、検査できないということですね、はっきり言うて。だから、この検査済証というのがないわけ。私は初めからこの検査済証がないと思って言うてた質問ですねん。こんな、初めからあったらこんな質問せえしません。私の感覚です。言うたら、私の見た目では、建築確認というのはどこでも家建てる場合いただくわけや、申請したら。当たり前のことです。それがなかったら建てられしまへん、確認がなかったら。それがでけたら、完了届というのを出さんとあきまへんねん。せやから、完了届が出てないということですね。検査済が出さない。これは私も閲覧させていただきました。間違いございません。高田土木へ行って閲覧させていただきました。

だから、私は、誤解があったかしらんけど、確認申請がおりてない、これは私は頭から確認検査済証のことやとばかり思っとったから、そこらの違いやねん。だから、岡本委員その当時の、まあ言うたら公職ですやろ。だからそのとき何で部下にちょっと調べてこい言うて、高田土木に行ったかて、ものの1時間あったら調べられまんがな。こんな事態になるんやったら。私は軽い気持ちで言わせてもうただけです、一般質問。だから違法建築やと言う

てまんねん。はっきり聞きました。これ、違法建築ですネと言うたら、言葉は悪いけど、それはにこっと笑うて言うてはったさかい、答弁は。これは間違いございません、私行ってきましたから。確認してきました。

以上です。それだけのこっちゃから。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 川辺委員もおっしゃるように、検査済の話、わしは何遍も言うとするように、今委員長が言うてくれてはるように、順番に説明、理事者から求めているわけです。建築確認申請というのはどういうものや、建築確認済、これはどういうものや、検査済はどういうものやと、こう言うてはるわけです。今、検査済がおりてないと、こう言わはったわけや。ほな検査済、矢間部長に聞くねけど、建築確認がおりて建物が建てました。建物が建ちましてんと言うて検査済もらえまんの。それ、一遍教えとくなはれ。

溝口副委員長 矢間部長。

矢間都市整備部長 検査済証ですけれども、完了検査をして、関係法規に適合しているか、そういったところを認めた場合は、検査済が出るというふうに認識しております。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 今、矢間部長がおっしゃるその検査済をもらおうと思ったら、どんな申請をしまんねや。わし言うとするように、建ってから申請しまんのか。いつしまんの。今、ずっと副市長も生野部長も検査済、検査済と、こう言うてはるけども、下村委員名前出してえらいすんまへんな、傍聴来てはんに悪いけども、予算特別委員会するときでも建築確認がおりてない、それをずっと言うてきたはんねんで。そんな検査済みたいな一言も出てないわけや。何で今になって検査済が出てくるねや。それを今、委員長言うた、はっきり、検査済で1つも出てきてない、きょう初めて出てきたあんねん。そこにいくまでにはっきりせなあかんということをきちっと、矢間部長も答弁してくれなあかんちゅうねん。建築確認済と検査済と一緒に、違うやないかい。はっきりそれをどうすんねんということを詰めてなあかんがな。今、川辺委員の一般質問、今わしは検査済やと思うててんと、言うたはるわけやん。そんなもん初めから検査済の話はどこに出てあったんや。今初めて出てきただけやないか。生野部長が検査済と言うてん。この前、28日のとき、どう言うたんや。検査済おりてまへんねん。ちょっと待ちよと俺言うたやん。今ここで言うてええかどうか知らんけど。そこまで飛躍したらあかんがな。建築確認おりたあるかおりてないかで今ここまで来てん。それをはっきりせなあかんがな。何をすりかえてるのよ。すりかえたらあかんがな。きちっとこれをまずせなあかんがな。みんなに理解してもうて、はっきりいつの時点で。今、川辺委員言わはったやないか、わしに。あんたかて理事者でいててんやったら、建築確認おりたあるのか調べたらよろしいやんて言われてるやんか。俺、総務文教のときにどない言うてんねん。保存登記してある。保存登記とは何だいと。建築確認おりやなできへんのとちゃうか。俺は信じてきたと言うてるやないか。そやけど、建築確認おりてない俺知らんかったてはっきり言うてるやん。それも川辺委員も言うたはるやん、答弁の中で。そこまで言うてんねや。それに、建築確認のことに絞らんと、何で検査済まで飛躍するのよ。そんなん、理事者おかしいで。岡本みたいなん、

こんなん何言うたってほっとけ、これ言うたらええんじゃと言わんばかりの話やないか。建築確認おりたあるかおりてないんか、これが焦点になってはつきりせなあかんがな。生野部長か矢間部長か知らんけど、都市計画と建築確認は矢間部長やないか。そこらをはつきりせなあかんがな。

俺、さっき聞いたやん。検査済、奈良県で厳しくなったのはいつからやねん。線引きいつからやて言うてるやん。建築基準法はいつできたんや。いつからこれ厳しくなったんや。そこからはつきり説明してくれたら、みんな理解できるやんかいな。うやむやにしたらあかんがな。1つずつ解決していこうよ。委員長、お願いします。

溝口副委員長 今、岡本委員から質問がありましたように、建築確認に関する奈良県での法律の規制の動向を、理事者の方から説明を求めます。

矢間部長。

矢間都市整備部長 先ほどの岡本委員のご質問ですけれども、いつから奈良県の方が規制が厳しくなったか、詳細は今わかりませんので、後ほど調べさせていただいて報告させていただきたいと思います。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 今言うてましたやろ。奈良県の線引きいつからできてまんねん。建築基準法もありまっしゃんか。都市計画法もいつできたかわかってまっしゃないか。今問題になったあるのは建築基準法。建築基準法に基づいて建築確認であるわけや。そこに都市計画法あるやないか。どこでも建つのと違うやないか。それぞれの法律があるわけやろ。その法律できたんやん。その法律に基づいて仕事をするのが、おたくらそれで指導しはったんやないか。それをきちっと説明してもらて、それでどうやいうたらみんなにわかってもらえるけど、どんどん飛躍して説明して行って、いつの間にやら建築確認どこか行ってもうたるやん。肝心のことをせなあかんがな。それ、答弁してください。

溝口副委員長 生野市民生活部長。理事者として答弁してください。

生野市民生活部長 委員長のお許しを得て、答弁させていただきたいと思います。

今、岡本委員ご指摘の都市計画法と建築基準法の2点であったと思います。都市計画法につきましては、昭和45年12月28日。この都市計画法につきましては、現在の建物につきましては、先ほど申し上げましたように、都市計画法の第29条の第1項第2号に該当する農家住宅として、農家判定をまず受けられて、都市計画法上についてはちゃんとした許可を得られたものになっております。そして、都計法の許可が終わって建築確認になるわけでございます。

建築確認につきましては、今手元に資料がないんですけど、昭和25、6年当時から建築基準法は奈良県にも適合されていると思います。だから、都計法の昭和45年12月28日以前の建物につきましては、都市計画の線引きがありませんでしたので、申請されれば建築は可能であったかなど。昭和45年12月28日の都市計画の線引き以降につきましては、いろんな用途の規制の中で、この区域につきましては調整区域ですので、農家住宅という手法をとられて許可を得られたということかと思っております。その中で、確認申請、先ほど来の件でございますが、

確認申請につきましては申請が本人からなされまして、高田土木の方から確認通知があったということでございます。ただ、完了につきましては、当然、建築基準法の第7条による建物に関する完了検査という手続があるわけでございます。その中で、やはりまず工程届等を高田土木の方が建築主事に、建築主事が指定した工程に達したら提出するのがまず1回目でございます。そして、その間、中間検査等々も建物の規模によっていろいろ種々あるわけでございます。そして、そして工事が完了したら4日以内に建築主事に届けると。その中で、関連法規に基づいて高田土木事務所の方が検査を行って、検査済証を発行するというところでございます。

以上です。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 余り飛躍して、もう検査済、それで終わったさかい、言うたらあかんけど、1つ聞くねけど、今、生野部長の説明受けたら、都市計画法ってこうですよ、建築基準法はこうですよということやろ。例えば、あの建物、用途はいろいろあるやろけども、例えば絶対使わらんのか。それとも、是正申請やったら使えるのか。それと、あんた答弁してるさかい、今、あんたかて緑の基本計画で言うてくれたけども、給食センターをここへ建てるまでに、旧の新庄町の計画どおりにその審議をできるのかできへんのかということを検討をようしてくれたか。今、副市長の答弁であったら、検討する余裕みたいなんあらへんやないかい。頭から、建築確認がおりてないからこの建物は使われへん。この頭一本で今まで来た。せやから、こぼつことしかないねん。私はそうとってるわけや。今言うてるように、給食センターをあこに建てまんねんということが決まって、こぼたな建てられしませんというような話してくれてはるわけや。そのときに、今、川辺委員が言わはったように、あんたら理事者、そのときに調べはらしまへんだと言わはったとおりにや。あんたらこれで、去年6月から来て、きょうになるまで、ほんまに確認おりてないんかどうか全然調べる気なかったんかい。せやから、わしは知ってたのとちゃうかと疑うてるわけや。言われてもしゃあないのとちゃうんか。今、川辺委員かて、わしとりに行っただ言うてはるやん、言い方悪いけど、そやろ。誰でもとれんねやないか。それやったら、何でもっと早うに、今、杉岡さん言わはったように、総務委員会も何回も開いているわけや。給食はこの委員会違うやん。それやったらもっと早うに、いや、あれ思うてましてんけど、実のところ調べたら、おりてまんねんで済んだ話やないか。それをきょうここまで来て、わしかて正直言うて、川辺委員に悪いかしらんけど、川辺委員言われるまで、俺とる気なかったがな。もうええわと、こぼつところまでいってんやったらしゃあないと思った。せやけど、あこまで言われたらとってこな、俺も証拠あらへん。せやからとってきたちゅうねん。せやろ。ほんなら、おたくがいつとってきはったか知らんで。つい最近やろ。何でそんなつい最近までほったあつたんや。そこら、どないなつたあんねん。きょうまで確認、調べんとおいてあつた理由は何やねん。

溝口副委員長 副市長。

杉岡副市長 先ほども答弁させていただきましたように、あのあこにつきましては開発公社が所有しておりまして、長年持っております中にも金利が発生し、当初計画されておりますライン

ガルデン等々のことに関しまして、全く今事業を展開するめどが立っておらない。新たに給食センターの必要性というものが出てまいりまして、あの立地条件、それと今現在年間幾ばくかの利子が発生しておる、その解消と申しますか、それをするために、やはりあのあこは取り壊して新しくリニューアルするんだと、有効利用させてもらうんだということの中で提案でございます。したがいまして、取り壊す部分につきましては、そういう建築確認のあるなし、また登記があるなしにかかわらず、現存しております建物を取り壊し、滅失登記させていただきましたら、更地に戻ります。したがいまして、我々はあれをクラインガルデン等々の事務所として提案するならば、その建築確認、それから許認可の問題含めまして、土木に協議を申し込みまして、どうすればあれが再利用できるかという部分につきまして、検討して提案させていただくわけでございますが、当初申し上げておりますように、あの部分につきます計画はいろいろされておるわけでございますが、今現在至急に必要となっております学校給食センターの敷地として最適任じゃないかというふうなことを考えまして、提案させていただいた。これはずっと言っているとおりでございます。

以上でございます。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長からこういう答弁されたら、また俺、議長に怒られるかわからんけども、今質問してるところに答えんと、どんどん飛躍して行って、何もほったあってんで、金利もかかるしとあんた言われるけど、ここで計画どおりにきちっと検討して、例えば道の駅でもここですれば何も使えるねや。そやから、何遍も言うてるやん、あんたに失礼な言い方するのかしらんけど、頭の中で邪魔になってしゃあないねやないかい。そんなことまた言うたら、また委員長にそれてると言われるけど、あんた、それやったらあかんがな。今、建築確認はどうやと聞いてるねんと言うてるのに、次から次そない言うてきたら、何ぼでも言わんなんことできるやないか。それやったら、何もこんなこぼたんかて、さっきも言うたように、もっと安い土地言うたら怒られるか、寺口と約束してんやったら寺口で土地買うたらええねや。こぼち賃に5,000万円、2億4,000万円、造成費出して、3億円も出して、それより安い土地ないんかい。もっと便利なところあるやん。道も広げんでもええやんかい。今の川辺委員の一般質問でもそうやんか。手ごろな土地がありまんねん、そこへ行きまんねんという話やん。用地買収さえすれば。地元の人に怒られるかしらんけど、もっと安い土地あるやないか。造成したって3億円もつかん土地あるやないか。前にも一遍言うたけど、あこの十津川の災害で土ようけ余ってあるやん。運賃払うんかどうかわらんけど、その土でも言うたら何ぼでももらえんねやないか。何の努力もしてくれやんと、旧の新庄がやってきた計画みたいなんむちゃくちゃやと。葛城市になったら俺らがみんなするねん。そのようにとられたかてしゃあないんちゃいまんの、今、副市長にこんな答弁されたら。

せやから、委員長が一生懸命軌道修正してくれてはるわけやから、建築確認がどうのこうのと絞ってるのに、そんなところへ持っていったら、何ぼでもまた言わんなん。また議長に怒られるけど、またこっち怒られるやないか、そらすなど。そらすなって、おまえがそらすように何ぼでも言うてくんねやないかい。ほんなら俺が何ぼでも言わんなんやんか。ほんで

俺、さっきから軌道修正してくださいと言うてんねやったら、それ一本に絞っていかなあかんがな。何でもころころ変えていくの。せやから、はっきりしたらええねや。建築確認いつわかってん。何でも今までほったあってん。こういうことやよってに、知ってほってましてんとか、いや、それは気つきまへんでしてんとか、1つずつ絞っていったらええねん。委員長、ちやいまっけ。今、何を議論してるねんということはっきりせなあかんがな。議員みんなにうそを言うてきてんやろ。確認おりやんと言うてきてんやないか。そやさかい、みんなそれおりてないと思って、質問してくれてはんねや。それをきちっとせなあかんがな。違いまっか。

溝口副委員長 副市長。

杉岡副市長 先ほど申しましたように、当初、建築確認あるなしにつきましては、我々はその目的を達するために、この部分につきましては十分、新庄町の時代に買うていただきました分につきましては、それを尊重し、それを使わせていただく。ただし、今おっしゃってました、それを邪魔になってしゃあないというふうなことは、私はその表現はちょっと、形容ということにつきましては、そういうことを思ったことは一度もないわけでございます。ただただ、あの土地の有効利用ということで、今現在問題になっておりますことにつきましては、新しく議論をつくりかえているのではないんです。過去にさかのぼって、総務委員会で提案申し上げましたときに披瀝させていただきました思いを、今改めて述べさせていただいて、何も新たなことを申し上げているつもりでは全くございません。

(発言する者あり)

杉岡副市長 先ほど言いましたように、平成24年6月、担当からその旨報告受けております。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 ほんで、今あんた言うてる平成24年6月に職員から聞きましてんやろ。ほんできょうまで、ずっとないと思って来はりましてんやろ。ちやいまんの。

溝口副委員長 副市長。

杉岡副市長 先ほど申しておりますように、建築計画の概要書につきましては、その当時、6月当時に土木から発行されたものにつきましては見させていただきまして、建物につきましては建築確認ということでおりにおる、これは確認しております。しかしながら、さっき言いましたように、今現在あの建物はあの工作物と一体となったものでございます。新たに再利用ということを上上げるならば、やはり土木に関しましては、あの構築物の建築確認がなされていないということでございます。9月13日、このことに初めて言及いただきました春木委員の質問の中にも、崖地という表現であの部分についての質問がございます。中嶋部長の答弁は、先ほど申しましたように、建築確認がなされていないというふうなことは、建物を指して言っていますのか、それともその構築物、これを一体となった部分につきましては、建築確認がなされていないというふうなこともございまして、どちらをどういうふうな範囲で答弁しておるかということについては、なかなか説明不足もあったというふうに思います。皆さん方に冒頭申し上げますように、その辺の誤解を与えたことにつきましては陳謝申し上げます。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 何遍も副市長言うてますやん。言葉を変えたらあかん言うねん。建築確認申請、どねん出てあんの。石積み出てあったんかいな。1つ1ついかなあかん言うねん。何でそんな変えてくるのよ。建築確認、今、いつ知ったんて言うたかて、いつて言わへんやないかい。春木委員の崖地であったのどうやこうやて、建築確認とは何やいな。当初に検査済もうてんのに、そこに石積み書いてあるのかいな。今のその建築確認おりてないという話については、その当時の建物を建てた、そのことを指して確認申請が出たある、俗に言う建築確認がおりてないというのと違うんか。今、石垣がどうやとかこうやとか、そんなん言うたら、言うたら悪いけど、山間のところで石垣が積んであるやないか。これ、みんな利用できへんのか。理屈とちゃうで、民間と。たまたま公共工事というて、石積みがどうやこうやと言うけど、今建築確認がどうなったあるというときに、何石積みが関係あるのよ。すりかえてきたらあかんて俺言うねや。建築確認は確認に絞って、それから確認はこうなったあるけども。ほんなら何も、こんな高い金出してここに建てやんなんことあれへんやないかい。もっと安い土地あるやん。給食センター建てなあかんやん。それはわかりまっしゃん。それやったら、もっと便利のええとこに建てたらええねんや。何でそこへ持っていかなあかんねん。そやからあんだ、邪魔になんねんて取り消せ言わはるけど、結局邪魔になるさかいこぼったということと同じことやないか。それやったら、もっと便利のええとこあったんちゃうんかい。計画の下のもっと四つ角のところもあるやんか。俺、寺口の区長もせんど言われたがな。選挙のときも行って、反対してるって言われた。そやない、給食のを建てる。寺口に建てるんやったら、もっとええ場所ありまっしゃんかい。何もこんな高い造成費使わんかて、こっちにあるのと違いまんのかいという話までしてまっしゃんか。去年の市長選挙、どのぐらいいわし、批難を受けたか。そこまで誰が火をつけたかということや。それを今になって、いや、確認もうおりてましてん。そんなんでも済まされたら、たまったもんやないで。やっぱり理事者側も責任持って、確認がないと言うた以上は、ないならない。いや、あつてん、あつてんやったらこのことどうするねん。これだけ傍聴来て、区長もみんな聞いて帰ってはるわけや。それに対して、すんまへんでした、そんなんでも済まされるかいな。少なくとも広報なり新聞で公表するなり、解釈間違うてました、確認おりてましてん、少のうてもそのぐらいやりまっさと、わしは理事者側の答弁欲しいと思う。今、副市長が言うけど、市長も出てこんと、自分かて確認おりてないと言うてきてんやないか。それを市長が来んと、副市長や担当部長に任せて、これもいかなものか、俺は思うわ。せやから、それをはっきりしたらそんでええんちゃうけ言うねん。そうしか、今委員長が言われたように、そんなころころ変えて、俺かて何ぼでもついていかなあかんやん。ほな、みんな時間ばっかりとって申しわけないやん。せやろ。せやから、正式な委員会として言ってんねんから、きちっと、建築確認おりてないと言うたことは事実やと、せやけど今おりてます、せやからマスコミもちゃんとして、新聞にも報道しますと、そんで委員長、ええのと違いますの。1つはでっせ。どうですか。

溝口副委員長 副市長。

杉岡副市長 そもそも、この件に関します利活用につきましては、既にもう議決をいただきまして、

今現在進ませていただいております。我々が提案させていただきました分につきましては、やはりあのあこにかかります金利等々が財政を圧迫するというふうなこともございます。また、平成18年に計画されておりましたあの部分につきましても、適切な使い道と申しますか、道の駅ということに関しましても、あのあこでは面積が狭いというふうなこともございまして、どうも決定をされるようなことではなかったように思います。

そのようなことで、我々が提案させていただいておりますのは、あくまでもあのあこを解体させていただきまして、適切な利用ということでございますので、また、それを提案させていただきまして、あのあこをどういうふうな形で使われるということになりますと、そして私、反対に聞かせていただきたいんですけども、あの建物とあの石垣、今現在含めてあこにあるわけでございます。あれをそのままどういう形で利用できるかということ十分に検討しなければならない。今現在我々が知り得ている情報では、あのあこにつきましては、やはり石積みも含めまして解体しなければならないというふうなことになっておるわけでございます。したがって、建物の建築確認、あの石積みの建築確認ということも含めまして、現実に公共施設として使われるかということになりますと、あのままでは使われない、こういう結論に達しております。

以上でございます。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 もう副市長、何ぼでもそなん言うんやったら、お互いに言い合いになるけど。わしに聞く、この建物どないして使うの。石垣もたへんのやったら、何で石垣あかんの。構造計算できへんさかいあかんねや。そういうことやろ。あこの土地買って擁壁足したらええのやないけ。例えば石垣だけを解決するんやったら、何ぼでも方法はあるやないか。そんなことを俺言うてるのと違うやないか。今言うてるやんか、何遍も。建築確認はありませんいうて言うてきてんやろ。それに対してどうすんのでというのが今の議論と違うんかと言うてんねや。それに、そんな石積みのところへ行って、岡本委員、あんたどないしまんねんて、そんなけんか売するような話したらあかんがな。

(発言する者あり)

岡本委員 それやったらこうもできるやないかと、俺も言いたいちゅうねん。誰もおまえにけんか売ってるのでも何でもないで。ただ、今この委員会はどうなったんか、川辺委員が一応こういうことで委員会つくってきちっと調査したい、こういう希望を持ってはったから、議長に申し出してこの委員会ができたわけやろ。それやったら、その焦点に絞っていかなあかんがな。横にそれていったら、何ぼでも時間かかるばかりやないか。せやから言うてるやん。答えを、建築確認ないというのは謝ってました。新聞でも謝罪しますと言うたらええねやないかい。何で言われへんの。それ言うたらええやないかと言うと、またほかへそらせていくし、そなん言うたら、何ぼ言うたかて同じ話ばかりになってしまうで。

溝口副委員長 川辺委員。

川辺委員長 私、先ほど言いましたように、高田土木へ行って確認して、建築基準法にのっとり確認申請書は出しておられる、さっきも言うたように、通知書は出しておられます。あとの完了

届と、完了届を出さんと検査済証というのがいただけない。私はここまでが当たり前、建築確認の検査済まで来て当たり前やとは、私は早うから認識はしておりましたが、今言うたはるように、これは完全な違法建築ですわな。

(発言する者あり)

川辺委員長 ちょっと黙ってて、あんた委員外や。わし発言してんねや。

溝口副委員長 委員外議員は発言しないように。

川辺委員長 先ほどから何回も言うたはるやんか。あんな議員は、わしかて委員外でこんな発言されたら言われへんやないか、そんなもんはつきり言うて。しゃべってるときに。違いまっか。

(発言する者あり)

川辺委員長 うそか何か、調べはったんか。わし、確認してまんねんで、向こうに行つて。みてまんねんで、向こうに行つて。

寺田委員 委員長、対応せなあかん。

溝口副委員長 静粛に。

(発言する者あり)

川辺委員長 だから、違法建築に間違いないんやから、言うてまんねや、わしが、向こうで確認もつてあるわけや、建築課行つて。だから、言うてるわけ。岡本委員の言うたはるはつきりせいというのはわかるねん。建築確認とれてあのかとれたあへんのか。とれてないたという答弁やったから。私は確認検査証というのを認識しておるわけよ。ここまでもうて、検査済もうて当たり前やと思つて認識しとるわけや。だから、そこらに食い違いがあるから、理事者側もはつきりと答弁していただきたい、これは。何も私、ちゃんと調べて言うてる。言うてることは事実ですよ。これは、向こう行つて、建築課行つて調べて。それを今うそやと、うそ言うてるのかと言われてたら、これはちょっとおかしいで。わし、調べて、行つてきて、ちゃんと説明してるのに、そんな委員外からこんな意見が出るのはおかしいわ、ほんま。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 川辺委員の質問について、今、違法建築やと言うてはるわけや。はつきり答弁してくださいよ。違法建築であるのかどうか。今、川辺委員は認識して、検査済もつてなかつたら違法建築と思つてはるわけやないか。ほんまに矢間部長、違法建築でっか。はつきり答弁してくださいよ。違法建築になるの。これ、議事録残るで。

(発言する者あり)

溝口副委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時50分

再 開 午後4時10分

溝口副委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど、岡本委員の方から質問されておりましたように、焦点がだんだんいろんなところに拡散して波及していますので、もう一度皆さんに川辺委員の一般質問に関して、当時この建築確認が、通知書をもって建築確認があるという理解の仕方と、検査済証をもって建築確認があるというところの考え方の相違が明確になってきていると思います。

そこでもう一度、私、予算特別委員会には入っておりませんが、予算特別委員会で問題になったときのやりとりをもって川辺委員は一般質問されておりますので、そのやりとりの中で、副市長の方からもう一度、冒頭に説明なりおわびを申し上げられた文書をもって、もう一回読んでいただきたいと思います。一番最初に読んだ点がありますね。誤解をずっと招いてきた部分、それをもう一度皆さん、委員各位はよく聞いていただいて、これまでの経過、建築確認の有無なんていうこの点をよく理解していただいて、もう一度質問なりご意見をいただきたい。

副市長。

杉岡副市長 委員長、今、予算特別委員会の審議の。

溝口副委員長 いやいや、冒頭に。

杉岡副市長 それでは、これまでの審議内容を調べてみますと、平成24年9月13日、総務文教常任委員会の中で、春木委員の質問に対しまして、中嶋部長が答えておるわけでございますが、俗に申しますお城の建築に関しまして、建築確認が出ていないというふうなことでございまして云々の答弁をしておるわけでございます。

次に、平成24年11月30日の同じく総務文教常任委員会で春木委員の質問に対しまして、さらには平成25年3月26日の予算特別委員会の中で下村委員の質問に対しまして、また同じく白石委員の質問に対しまして、またさらには平成25年6月20日でございまして、川辺議員の一般質問に対しまして、田中部長が同じ内容の答弁をしております。この件に関しまして、改めて整理をさせていただきますと、建築物の確認申請と申しますのは、建築基準法の第6条によりまして確認申請を提出し、建築主事による確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないわけでございます。

この建物は、昭和59年3月24日に、当時の所有者と申しますか、施主でございまして山本豊より農家住宅として高田土木に建築確認が提出され、同年4月16日に建築確認の通知書、現法でいいます確認済証の交付を受けていることが、建築概要書で確認をされておるわけでございます。しかし、建築工事の完了後に検査を受けるための建築基準法第7条に基づく完了届、現完了検査申請書が提出された確認ができないわけでございます。したがって、同じく第7条の検査済証が発行されていないというふうなことでございます。

それと、これを公共施設として再利用するということになりますと、次に現在ご心配の質問の中にもございました、敷地造成に設置しております石積みの問題でございまして。建築基準法第88条の中に、工作物の建築確認が必要と相成るわけでございまして、担当が高田土木に問い合わせた結果、この件に関しましても所要の手續がなされた形跡がないというふうなことでございます。

したがって、私自身も今まで審議の中で、あの部分の一体的な利用ということで、もし我々があの部分を再度利用するということになりますと、現在あの形態をなしておりますのは当然、建築物、工作物が一体となって新たな改良を加えなければならないというふうな思いをしております。それにいたしましても、まだまだどういうふうなことでそれを解消するかという部分につきましては、検討はしておらないわけでございますが、かなりの費用を

要すると、このように考えておったわけでございます。しかし、そういう意味で、片や建築物の建築確認、またそれに付随いたします石垣の建築確認に対します法的手続きはとられておらないというふうなことで、建築確認はとれていないというふうに理解をしておるわけでございます。

先ほど申しましたように、2つに事細かく説明をさせていただきまして、答弁するのが本来であったというふうに思いますが、それぞれ質問いただいております内容の範囲、意図等をはかりかねまして、説明不足や一部に誤りがございましたことに関しまして、改めて陳謝を申し上げますということでございます。

以上でございます。

溝口副委員長 そういう内容であります。ですから、12月の総務委員会で問題になったのは、給食センターの事業推進の中で、工作物たる石垣について、これを取り壊さなければいけないという状況の中での工作物として、建物じゃないですよ、工作物としての建築確認がおりているかおりにないかという話が1点、焦点になったんですね、総務委員会では。

もう1点は、予算特別委員会でのやりとりは、少なくともこれまでの理事者側の答弁が一貫して、建築確認はありませんという答弁をしてきた。しかし、実質上は建物については建築確認申請があり、通知書がちゃんとある。だから、この時点で建築確認があるという理解の仕方と、そうでない、検査が済まなければ、検査済証をもって建築確認があるというとり方、ここを当委員会では大体焦点がわかってきましたので、次回、1つは市長に出席をいただいて、現在推進している給食センターの建設事業に関して、この建築確認の有無が何の障害があるのかどうか。要するに、今給食センターを建てようとしてますよね。しかし、今問題になっている工作物の石垣についてはないとかあるとかいうことなんですけど、そういったことは、今取り壊しをしようという時点で、建築確認がなくても、もう取り壊すんですからいい。せやけども、一般的に問題になっているのは、建築確認があるかないかの問題ですから、今の市政で推進している給食センターの建設については、こういった建築確認の有無が何かの障害になるのかならないのか、これを明確に答弁をいただきたいと思います。

それともう1つは、今度、今、理事者はまだはっきり言っていない点が1つある。それは建築確認の有無の段階の理解。これ、理事者側は法を守らせる、遵守させる機関ですので、はっきりと答弁をしないと、市民はみんな混乱すると思う。ですから、建築確認というのは、何をもって建築確認をとれた建物なのかというのを明確にしていきたい。

わかりますか、言っていること。でないと、市民の皆さんは一般的に、民家やどうやとか公共機関やからどうやなんていう話ではない話で、少なくとも建築確認というのは現法律施行上、理事者として市民の皆さんに守っていただきたい法律の中身は、建築確認とは何ぞやと、その段階的な表現をきちっと示さないと、今後大きな問題になりますので、その点を明確に答弁をもって断言していただきたいと思います。

この2点、次回の委員会で確認をさせていただいて、委員各位のご理解をもって、当調査についてはある程度のめどをつけたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

何か、私に対しての意見。岡本委員。

岡本委員 委員長、まとめてありがたいと思いますねけど、今、給食センターというの決まってる、それはそれでええと思いますねん。ところが、今私が言うてるのは、焦点と言われている建築確認がないということできょうまで来てるわけですよ。せやからそのことを、給食センターはもちろん大事やけども、建築確認がないということでこれだけ話が大きくなってきてんねから、それをきちっと明確にしてもらいたいということです。

(発言する者あり)

岡本委員 いや、給食センターはわかりまんがな。給食センター建てるについて、建築確認がどうのこうのとなってきたら、もちろん関係あるわけやけど、その前の……。

溝口副委員長 段階やろ。

岡本委員 そうそう、それをきちっとやっぱりやってもらわんとあれやし、先ほど川辺委員が違法建築やと、こう言うてはるわけやから、これも回答もうてないんで、きちっと回答もしてもらわないと。

溝口副委員長 いや、だから僕が言うた、建築確認とは何ぞやと。要するに、法を守らせるための行政機関が明確に指針を出さないと、議員もそうだし市民はなおさらのこと、広報なんかに出たり議会だよりに出たりしますんで、その点明確にさせていただきたいということです。それを、次回委員会のとしまでによろしくお願ひしたいと思います。

岡本委員 これ、今答弁もらわれへんのか。違法建築。川辺委員の質問に対して違法建築がどうかという答弁もらわれへんの。

溝口副委員長 もう私言いましたやん、だから。その指針がはっきりしないと、不法建築かどうかの言い分がわからへん。また拡散します。建築確認というのは、何をもって建築確認なのかを明確にすれば、不法かどうかすぐわかる。だから、次回に明確に。

(発言する者あり)

溝口副委員長 いや、今言っただうこうなったら、また同じことを繰り返さないとかかん。

よろしいですか。理事者の方、よろしいですか。

先ほどから岡本委員が何回も注意されていますように、現職の担当部長が今の答弁、現状の考え方なりをきちっと答弁できるようにしておいてください。

それと、注意しておきますが、委員外議員の方の発言、静粛にさせていただきます。

次回、委員外議員の思いを十分にお聞きしますので、きょうは皆さんお疲れだと思います。どうもご苦労さまでした。

ここで、委員長と職務を交代いたします。

委員長、ご挨拶お願いします。

川辺委員長 長時間、委員の皆さん、本当にありがとうございました。何ばか調査の方、進んだと思ひますので、次回また、何時から開催するかまだわかりませんが、次回また続きやらさせていただきますので、そのときまたよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。

これで都市産業常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後4時24分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

都市産業常任委員会委員長

川 辺 順 一

都市産業常任委員会副委員長

溝 口 幸 夫